

○「こども・若者の声」（令和7年8月末時点）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え方	関係部署
公園 ①	・花火が気軽にできる公園がほしい。	・本市の都市公園においては、周囲の安全に十分に配慮したうえで手持ち花火を正しく使用することまでは禁止としておりません。	建設局
	・花火ができる所がありません。何とかしてください。	・ただし、騒音や周辺住宅施設への煙などは、近隣住民や他の利用者に迷惑となりますので、配慮いただく必要があります。 ・なお、手持ち花火であっても、周囲の安全が確保できない場合（他の公園利用者や可燃物の近くで行うこと、防火対策をせずに花火を使用すること等）は禁止行為となります。	
	・手持ち花火がしたい	・また、ロケット花火などの飛翔する花火や打ち上げ花火などは、利用者の意に反して飛び散った火の粉等が周囲の公園施設へ延焼し火災の原因となるほか、他人に火傷させる可能性があることから、都市公園内で行なうことは禁止しています。	
公園 ②	・大泉緑地のような大型遊具があると嬉しい。	・大型遊具を含めた公園遊具の設置については、周辺地域の年齢構成、遊び場の分布及び利用状況等の地域ニーズといった地域特性を踏まえたうえで、利用者が安全にご利用いただくための設置スペースの確保や、効率的かつ効果的な維持管理等について検討を行いながら、種類や規模を選定し、設置しております。 ・今後、公園のリニューアルの機会や遊具の老朽化に伴って遊具の更新を進めてまいりますが、大型遊具については、安全にご利用いただくための設置スペースや、設置・管理にかかる負担も大きくなるを踏まえ、設置の可能性について検討してまいります。	建設局
公園 ③	・遊具は6歳以上対象のものが多く、幼児が遊べる遊具が少ないように感じるので、増やしてほしい ・古いコンクリート製の遊具があるが、怪我しやすいので置き換えるか、改良して欲しい。 ・近隣の公園の遊具がどこも同じで子供が飽きてしまっている。近隣の公園はできるだけ種類の異なる遊具を配置欲しい。	・幼児用(3~6歳)遊具や児童用(6~12歳)遊具を含めた公園遊具の設置については、周辺地域の年齢構成、遊び場の分布及び利用状況等の地域ニーズといった地域特性を踏まえたうえで、利用者が安全にご利用いただくための設置スペースの確保や、効率的かつ効果的な維持管理等について検討を行いながら、種類や規模を選定し、設置しております。 ・今後、公園のリニューアルの機会や遊具の老朽化に伴って遊具の更新を進めてまいりますが、幼児用も含めた遊具の種類の選定については、現時点における地域特性を十分検討したうえで、遊具の設置を行ってまいります。	建設局

○「こども・若者の声」（令和7年8月末時点）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え方	関係部署
公園 ④	・老朽化した遊具が修理されていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市では年2回、遊具等の公園施設の定期点検を実施し、安全性の確認を行っております。</li> <li>定期点検で危険であると判断された遊具については、直ちに利用禁止処置を行っております。</li> <li>禁止処置を行った遊具につきましては、順次修繕を行っておりますが、一度に多くの修繕箇所が集中した場合などは、修繕まで時間を要することがあります。</li> </ul>	建設局
公園 ⑤	・バスケットゴールをもっと増やしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>バスケットゴールは、市民の健康促進に寄与する施設であることから、過去には市内の公園に設置しておりました。</li> <li>しかしながら、夜間の利用による騒音問題やリングの破損などが発生し、近隣にお住いの方々にご迷惑をかけることが多々ありましたため、公園の特性や老朽化に応じて撤去を行っており、原則新たな設置はしておりません。</li> </ul>	建設局
公園 ⑥	・ボール遊びができる公園を作ってほしい。ドッヂボール大会に優勝するために公園で練習したい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園は子どもから高齢者まで誰もが自由に利用できる施設であり、公園の管理法である都市公園法や大阪市公園条例では、自由利用の原則のもと「他人に危害を及ぼすおそれのある行為」や「公園を損傷する行為」など最低限の行為を禁止し、利用者が相互に配慮しながら公園を利用することを促しております。</li> <li>公園利用者間の相互理解のもとで、他の利用者に危害の及ばない範囲のボール遊びについては可能としておりますので、周囲に配慮して公園をご利用ください。</li> </ul>	建設局
公園 ⑦	・無料で使えるテニスコートをつくってほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の新設や再整備の際には、休憩、遊戯、運動などの多様なニーズに対応し、多くの皆様に利用していただけるよう、各公園施設の整備を進めております。</li> <li>このうちテニスコートについては、市内12の公園に設置しておりますが、コートやネット等テニス専用の施設が必要であることやコート周辺へ飛び出す飛打球の危険性への対処が必要となるなど整備や維持管理負担も大きいことから有料となっております。</li> <li>また、新たにコートを整備するためには、上記に加え、安全面、周辺状況、利用ニーズ等を考慮したうえで、一定規模以上の設置スペースを確保することが可能な公園に限られるところから、現時点において新たに整備を予定している公園はありませんが、大規模な公園の再整備や新設の機会を捉え、設置の検討を行ってまいります。</li> </ul>	建設局

○「こども・若者の声」（令和7年8月末時点）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え方	関係部署
公園⑧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ環境が悪いので、ウォシュレットなどの設備を整えてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園のトイレは、来園者が公園を快適に利用するための便益施設ですが、一方で、屋外にあり、無人管理で、不特定多数の方が常時自由にご利用できるという特性をもった施設です。</li> <li>・そのため、自然現象等による汚損や、いたずら等により施設が破損されるケースが多く発生しており、修繕や清掃等の維持管理において苦慮しているところです。このため、破損しやすいウォシュレット等の設備の設置は困難と考えております。</li> </ul>	建設局
公園⑨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂場がある公園は子供が手を洗えるように水場を設置してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園利用者のための手洗い場につきましては、来園者が公園を快適に利用するために必要な便益施設である一方で、地域によっては想定外の利用や、いたずらによる破損などの課題があります。そのため、砂場のある公園における手洗い場の設置に際しては、地域の団体などからの要望等も踏まえ、設置の検討を行ってまいります。</li> </ul>	建設局
公園⑩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入り口のポールがの間隔がせまく、ベビーカーが通れないで改善してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入り口の車止めの間隔につきましては、関係基準に沿って整備を行っておりますが、一部の公園において自転車の駐輪対策や飛び出し防止の観点から狭くなっている箇所もあります。</li> <li>・今後は、地域状況を踏まえつつ改修を進めることができるよう努めてまいります。</li> </ul>	建設局
公園⑪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の注意書きの立て看板は文書で書かれているが、位置が高くて子供には見えず、文書の意味も分からぬと思う。図や絵で分かりやすいようにしてほしい。</li> <li>・公園の注意書きはボール遊びや花火等禁止事項は多数書かれているが、結局どこに行けばできるのかわからない。競技や催事内容ごとに市内のどこならできるのか示して欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の利用方法啓発のための看板の文言につきましても、公園利用者にとってわかりやすいものとなるよう検討してまいります。</li> </ul>	建設局

○「こども・若者の声」（令和7年8月末時点）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え方	関係部署
公園 ⑫	・公園がおじさんたちのタバコスポットになっていて、くさいので何とかしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園はこどもから高齢者まで誰もが自由に利用できる施設です。そのため、公園の管理法である都市公園法や大阪市公園条例では、自由利用の原則のもと「他人に危害を及ぼすおそれのある行為」や「公園を損傷する行為」など最低限の行為を禁止し、利用者が相互に配慮しながら公園を利用することを促しています。</li> <li>こどもたちが遊んでいる近くなどで喫煙することは、受動喫煙を生じさせるおそれがあることから、公園管理者としましては、「健康増進法」、「大阪府受動喫煙防止条例」及び「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」等の趣旨を踏まえ、喫煙者のマナーやモラル意識の向上を促すため、受動喫煙防止のための啓発活動に取り組んでおります。</li> </ul>	建設局
	・繁華街に近い公園は朝行くと酒やタバコのゴミが散乱している事が多い。幼児が遊ぶエリアは夜間は閉鎖して欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>なお、中之島公園及び堂島公園の一部並びに京橋公園は、「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」の路上喫煙禁止地区に指定され、既に喫煙が禁止とされております。</li> <li>現在、本市では大阪・関西万博の開催に向けて、2025年1月を目指して市内全域の路上喫煙禁止をめざして取組を進めています。今後、路上喫煙を禁止する区域が公園を含む全市域に広がっていくなかで、公園管理者としても引き続き喫煙対策に取り組んでまいります。</li> </ul>	
公園 ⑬	・路上禁煙の徹底してほしい。子どもの子育て環境として良くない。副流煙の間接的な問題だけではなく、タバコが目に当たるなどの直接的なリスクもある。万博に向けて市内路上禁煙化のことだが、一刻も早く路上禁煙化を施行し、路上喫煙を厳しく取り締まるべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>路上喫煙について、市民の皆様の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として、平成19年4月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しています。この条例では、道路、広場、公園その他の公共の場所で、自ら路上喫煙をしないように努め、互いに協力して路上喫煙防止のための活動に積極的に取り組むとともに、本市が実施する施策に協力するよう努めなければならないと定め、現在6地区ある路上喫煙禁止地区において路上喫煙をした場合は、罰則として1,000円の過料を適用しております。</li> </ul>	環境局
公園 ⑭	・とにかく歩きタバコしてる人が多すぎる。こどもの顔の近くに来ても知らん振りでそのまま吸う人もいる。タバコだけでなくゴミのポイ捨ても異常に多くて、JRの線路沿いとか高速道路の高架下は特に目も当てられない。こんな街で子供が育ったら、街にはゴミを捨てていいし、ゆくゆくは気にも留めない大人になるのではと本気で心配している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみのポイ捨てについて、清潔で美しいまちづくりを推進するため、平成7年11月に「空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例（ポイ捨て防止条例）」を施行して、ポイ捨てを禁止するとともに、市民、事業者、行政が一体となってまちの美化を進めるためのそれぞれの責務を定め、皆様の美化意識の高揚に努めています。たばこのポイ捨てなどを含め不法投棄については法律で禁止されている行為であり、当該行為が犯罪である旨を明記した不法投棄防止看板やポイ捨て禁止ポスターを設置するなど、啓発活動に取り組んでまいります。</li> </ul>	環境局

○「こども・若者の声」（令和7年8月末時点）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え方	関係部署
公園 ⑯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミを捨てている人の精神衛生も心配。街にゴミを捨てるとは許せない、恥ずかしいことと思う気持ちを育む必要があると思う。幼稚園、保育園、小学校のうちから「街をきれいに、大切にするのが大事」と教えることはできないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもへの教育について、地球温暖化、生物多様性、ごみ減量、都市環境保全など、持続可能な社会づくりに向けた環境教育の充実に向け、授業の中で使用するための副読本「おおさか環境科」を市立の全小・中学校及び義務教育学校に配付し、環境教育に取り組んでいます。</li> </ul>	環境局
公園 ⑯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポートタウン西駅にあるこども広場に手洗い場とトイレを設置してください。</li> <li>・子供が使う場所なのに手洗い場とトイレがないのは非常に困ります。</li> <li>・近隣のスーパーなどに迷惑がかかるため、早急に手洗い場とトイレを設置してほしいです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市で所管する施設に「ポートタウン西駅にあるこども広場」はございませんが、おそらく大阪港湾局で所管しているポートタウン西駅の西側の土地（大阪市住之江区南港中三丁目7番内）と想定し、回答させていただきます。</li> <li>・当該土地は本来売却予定地であるものの、売却までの間に限って暫定的な利用を行っています。現在は令和6年3月末まで地域住民のコミュニティ広場（スポーツ活動用）として地域町会に使用貸借しておりますが、今後は売却に向けて手続きを進めていく段階に入るため、大阪港湾局として当該土地に手洗い場とトイレを設置する予定はありません。</li> <li>・また、令和6年4月以降の使用貸借は行わないため、現在使用している地域町会側も手洗い場とトイレの設置についての対応予定は無いと聞いております。</li> </ul>	住之江区 大阪港湾局
公園 ⑰	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園にも木を増やしてほしい。去年大量に木が切られ日陰がなくなり暑い。公園に木を増やせば日陰ができる子供達も日陰で遊ぶことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市はもともと自然の緑に恵まれず、緑やオープンスペースがきわめて少ない状況にありましたが、昭和39年に「緑化100年宣言」を採択し、公園樹をはじめとした緑の量的拡充に重点をおき、市民・事業者・行政が一丸となって緑化に取り組んでまいりました。</li> <li>・一方で、長い年月をかけて生長した多くの樹木が大木化・老木化した結果、樹勢の衰えや民有地への越境、施設の損壊などにより、市民の安全に支障を来すおそれが生じた公園樹については、撤去したうえで周辺環境や樹木の将来の生長を考慮した場所への植え替えも実施しています。</li> <li>・今後も引き続き、公園整備や改修に合わせた緑化を推進するとともに、身近な公園を多くの市民に安全安心にご利用いただけるよう、健全な樹木の保全育成と良好なみどりの維持管理に努めてまいります。</li> </ul>	建設局

○「こども・若者の声」（令和7年8月末時点）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え方	関係部署
公園 ⑯	<p>・住んでいる地域に公園がない。空いている敷地はあるがいつ住宅になるかわからない。子どもが遊べるような公園にしてもらいたい。また、防災の観点からも公園は必要と考えられる。若い命がなくならないような視点ももってもらいたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園は、子どもから高齢者まで多くの人が日常生活の中で様々な利用をされており、災害時には避難場所にもなる都市の貴重なオープンスペースであることから、市域全域の中で地域による配置の偏りがなるべく生じないように配慮しながら、都市の貴重なスペースを確保し、都市公園の整備を進めてまいりました。</li> <li>・今後も都市公園の配置状況等を踏まえながら、ニーズの多様化に対応した都市公園の整備（新設及びリニューアル）を順次進めてまいります。</li> </ul>	建設局
公園 ⑯	<p>浪速区内で保育園に勤めています。</p> <p>・公園に遊びに行っても塩草公園やグランド内のゴミ、犬のうんちが多く2歳の子どもが触ってしまうことが多いです。草が茂って遊べない公園も多すぎます。子どもたちが遊べる環境を作ってほしい</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市では公園内で出たごみにつきましては、公園利用者の方が自ら持ち帰っていただくということを基本としており、各公園のご要望や周辺環境に応じて啓発看板等の設置や巡回時に職員が注意指導を行っているところです。</li> <li>・この度のお申し出を踏まえまして、当事務所職員により当該公園の見回りを行うと共に、公園愛護会へ改めて公園の美化及び保全活動への協力を依頼させていただきます。</li> <li>・次に除草につきましては除草業務委託の受注者により年間2～3回実施しておりますが、今期は雨も多く気温も高かったことから、雑草の繁茂が顕著に現れたと考えております。今後は状況に応じて除草作業を調整してまいります。</li> </ul>	建設局
公園 ⑯	<p>・関目エリアの公園をいつも利用させてもらっていますが、関目中央公園、南関目公園のゴミのポイ捨てがとても目立ちます。小さい子どもは何でも拾ったり口にしたりするため、子どもを安心して遊ばせることができません。</p> <p>・そのため、少し遠くなりますが比較的清潔に保たれている北関目公園を利用する方が多いです。公園の美化活動に貢献してくださっている方には本当に感謝しています。</p> <p>関目エリアは子どもも多く治安も良い場所なので、どの公園でも安心安全に遊ばせられる環境になれば良いなと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市では公園内で出たごみにつきましては、公園利用者の方が自ら持ち帰っていただくということを基本としており、各公園のご要望や周辺環境に応じて啓発看板等の設置や巡回時に職員が注意指導を行っているところです。</li> <li>・この度のお申し出を踏まえまして、当事務所職員により当該公園の見回りを行うと共に、公園愛護会へ改めて公園の美化及び保全活動への協力を依頼させていただきました。</li> </ul>	建設局

○「こども・若者の声」（令和7年8月末時点）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え方	関係部署
公園 ㉑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生玉公園を子供と利用しています。公園内と入り口付近を完全禁煙にしてほしい。ポイ捨てされた吸い殻やお酒の空き缶が常に散乱されており、子供への悪影響が心配です。</li> <li>・禁煙化が無理だとしても、警察と連携して、ポイ捨てをさせない見逃さないような体制をとってもらえると、安心して公園を利用できるようになります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園はこどもから高齢者まで誰もが自由に利用できる施設です。そのため、公園の管理法である都市公園法や大阪市公園条例では、自由利用の原則のもと「他人に危害を及ぼすおそれのある行為」や「公園を損傷する行為」など最低限の行為を禁止し、利用者が相互に配慮しながら公園を利用することを促しています。</li> <li>・こどもたちが遊んでいる近くなどで喫煙することは、受動喫煙を生じさせるおそれがあることから、公園管理者としましては、「健康増進法」、「大阪府受動喫煙防止条例」及び「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」等の趣旨を踏まえ、喫煙者のマナーやモラル意識の向上を促すため、受動喫煙防止のための啓発活動に取り組んでおります。</li> <li>・現在、路上喫煙禁止地区内の公園については、喫煙禁止となっていますが、それ以外の公園についても、大阪・関西万博の開催に向けて、2025年1月を目指して公園を含む市内全域の路上喫煙禁止をめざして取組を進めています。</li> <li>・今後、路上喫煙を禁止する区域が全市域に広がっていくなかで、公園管理者としても、関係局と連携し、喫煙対策に引き続き取り組んでまいります。</li> </ul>	建設局
公園 ㉒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園に関して、声をあげさせていただきます。 現在、中央区に住んでおり、保育園に通う娘と公園を頻繁に利用させていただいております。</li> <li>中央区の久宝公園や、西区の新阿波座公園に行かせていただくことが多く、綺麗に清掃いただいたりと、非常に助かっています。</li> <li>・ただし、オフィス街に近いこともあります。お昼前後や午後の時間はサラリーマンの喫煙所と化しており、とても遊ばせられるような環境ではありません。びっくりするぐらい、タバコを吸われている方が多いです。これってどうにかならないものでしょうか。ご検討をお願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもたちが遊んでいる近くなどで喫煙することは、受動喫煙を生じさせるおそれがあることから、公園管理者としましては、「健康増進法」、「大阪府受動喫煙防止条例」及び「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」等の趣旨を踏まえ、喫煙者のマナーやモラル意識の向上を促すため、これまで掲示してきた健康局作成の受動喫煙防止に関する啓発ポスターに加え、公園でできる限り喫煙しないよう禁煙の協力を求めるポスターを掲示することにより、受動喫煙防止のための啓発活動に取り組んでおります。</li> <li>・現在、路上喫煙禁止地区内の公園については、喫煙禁止となっていますが、それ以外の公園についても、大阪・関西万博の開催に向けて、2025年1月を目指して公園を含む市内全域の路上喫煙禁止をめざして取組を進めています。</li> <li>・今後、路上喫煙を禁止する区域が全市域に広がっていくなかで、公園管理者としても、関係局と連携し、喫煙対策に引き続き取り組んでまいります。</li> </ul>	建設局

○「こども・若者の声」（令和7年8月末時点）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え方	関係部署
公園 ㉓	<p>・淀川の北側の公園は、遊具が少なかったり、野球のグラウンドが中心で幼児が長時間遊べる大規模な公園がない。淀川河川敷や柴島浄水場（東大阪市の川俣スカイランドのような屋上利用等）に子供が長時間遊べるような大規模な公園を整備して欲しい。</p>	<p>・本市では、古くから市街化が進展し、もともと自然の緑や都市公園などのオープンスペースが少ない中、これまで市民生活に身近な公園から大阪城公園など大規模公園まで、それぞれ公園が持つ特性やニーズなどを踏まえながら、市内に992箇所の市営の都市公園を整備してきております。</p> <p>・既に市域全域が市街化された本市では、新たに子供が長時間遊べるような大規模な公園の整備予定がない中、ご提案頂きました淀川河川敷および柴島浄水場の上部など、今ある空間や施設上部を活用した公園整備は重要な整備手法の一つと認識しております。</p> <p>その上で、ご提案頂きました淀川河川敷および柴島浄水場の上部については、以下のとおりとなります。</p> <p>・まず、淀川河川敷を活用した公園整備につきましては、国土交通省所管の都市公園（淀川河川公園）となっており、お問合せさせて頂いたところ、一部開設されている箇所がございますが、今後の整備予定につきましては、淀川河川事務所（072-843-2861）までお問合せ頂ければとの事でございます。</p> <p>・また、柴島浄水場の上部を活用した公園整備につきましては、浄水場という飲み水を扱う施設の性質など踏まえ、上部に施設を整備する場合、浄水場の構造から見直す必要があり、現在、柴島浄水場の上部を活用した公園整備の予定はございません。</p> <p>・頂いた市内の様々な空間や施設を活用した公園整備のご意見は、市域全域が既に市街化された本市において、今後の公園整備の参考とさせて頂きます。</p>	建設局

○「こども・若者の声」（令和7年8月末時点）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え方	関係部署
公園 ㉔	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園のベンチに大人がずっと座っていたり、遊具を小学生に専有されてしまい、幼児を安全に遊ばせられない。府営公園（深北緑地や久宝寺緑地等）のようにゾーニングして幼児を安心して遊べるエリアや公園を作りたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の整備を行う際には、周辺の地域特性やニーズ等も鑑みた導入施設の検討や、施設の配置を行っております。</li> <li>しかしながら、大阪市における大部分の公園につきましては、深北公園や久宝寺緑地等の府営公園に比べ規模が小さいことから、エリアを明確に区切ることが困難となっております。</li> <li>今後公園の新設や大規模な改修を行う際には、頂いたご意見も参考に、幼児用遊具と児童用遊具をまとめるなど可能な限り利用形態等に応じた施設配置を行ってまいります。</li> </ul>	建設局
公園 ㉕	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨が降ると遊具が濡れたり、大きな水溜りができるで雨が上がっても暫く遊べない。水はけをよくしたり、高架下の公園を増やして欲しい</li> </ul>	<p><b>【水はけについて】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園内の水たまりにつきましては、長期間にわたる公園利用や雨水等に伴い園内の土が削れたり、締め固まることにより発生している状況です。</li> <li>なお、利用者から連絡を頂いたものや、点検時に確認ができたものについては順次土の補充等を行っておりますので、対象の公園がございましたら、所管の公園事務所にご連絡していただきますようお願いいたします。</li> </ul> <p><b>【高架下の公園について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高架下の空間は、公園のほか、駐車場、駐輪場など、地域のニーズや課題を踏まえ様々な用途で活用されており、高架下の公園を新たに整備することは難しい状況にあります。</li> <li>そのため、高架下において本市が新たに都市公園を整備する計画は現時点ではございませんが、今後も都市公園の配置状況等を踏まながら、ニーズの多様化に対応した都市公園の整備（新設及びリニューアル）を順次進めてまいります。</li> </ul>	建設局

○「こども・若者の声」（令和7年8月末時点）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え方	関係部署
公園 ㉖	<p>・毎年夏になると公園の草木が生い茂りすぎて、蚊が多く予防接種前の幼児を連れていけない。除草も追いついていないので、せめて幼児の遊具の周りはゴム製マット等敷いて生えてこないようにして欲しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の除草につきましては、現在、各区を管轄する公園事務所が各公園の雑草の茂り具合や利用状況などを勘査して維持管理を行っております。</li> <li>また、限られた予算の中で除草の工夫を行うため、雑草ができる限り生えてこないよう、舗装化や遊具回りも含めたニガリ入りの土へ入れ替えをを試行的に実施しています。</li> <li>今後も検証結果を踏まえながら、頂いたご意見も踏まえ、幼児の遊具周りも含め様々な雑草抑制対策の手法について検討し、より地域のニーズに即した公園除草の維持管理に努めてまいります。</li> </ul>	建設局
公園 ㉗	<p>・公園でスケートボードしている子供がいるが、市北部に無料でスケートボードできる場所がないので、作って欲しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園においてスケートボードができる施設を整備することについては、スケートボード利用に伴う近隣への騒音問題から設置できる箇所を確保することが難しいことに加え、安心してご利用いただくために、利用ルールやマナーなど施設の適切な運用を図り、急なケガや事故などに即座に対応できるよう、日常的に管理運営を担う団体等が必要なことなどから、本市で整備することは困難と考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。</li> <li>また、一般の公園内でスケートボードを利用することは、他の公園利用者に危害を及ぼすおそれがあること、ベンチ・スロープ・階段や花壇などの公園の施設を損傷する場合があることから、大阪市公園条例の禁止事項に該当しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</li> </ul>	建設局

○「こども・若者の声」（令和7年8月末時点）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え方	関係部署
公園 ㉙	<p>・児童遊園という名前の公園や、公園といいながら大半が野球のグラウンドの公園があるが、利用者の子供からすると違いがわかりにくい。例えば、児童遊園は遊具や砂場が必ずあるとか、利用者がわかりやすい名称にして欲しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市では、未利用地や民有地に設置された児童の遊び場で、地域住民で組織された団体等が管理する場を「児童遊園」と呼称しており、都市公園法第2条第1項に基づき地方公共団体または国が設置する「都市公園」とは区別しております。</li> <li>また、個々の都市公園や児童遊園は、それらが立地する地名などをもとに具体的な名称を決定しております。</li> <li>頂きましたご意見も踏まえ、例えば「都市公園」と「児童遊園」の違いや、各公園の施設情報などをわかりやすくお伝えできるよう、検討してまいります。</li> </ul>	建設局
公園 ㉚	<p>・西淀公園では、球場が併設されており、草野球の試合前のアップを子供がいるなかの公園で行っていた(ピッチング練習)ことがあった。不定期でいいので、提供していただいている施設の使用状況を見回りに来てほしい。 子供を育てる身としては、遊歩道や公園での犬の放し飼いを厳しく取り締まってほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>西淀公園には、多目的広場の入り口付近や公園入口付近等に、園路部でのボール遊びや、犬の放し飼いに関する啓発看板を設置しております。また、公園の遊具の点検等で定期的に巡回を行うとともに、市民等より危険な旨、連絡があった際には、個別に現地を確認し注意指導を行っております。</li> <li>引き続き、公園巡回の際に、公園利用者に危害を及ぼすおそれのある行為を見かけた場合には、その都度注意指導してまいります。</li> </ul>	建設局
公園 ㉛	なつのこうえんがあつくてあそべません。やねをつけてください。	<p>本市の管理する公園において設置している日陰機能を有した施設には四阿（シェルター）とパーゴラがあります。本市ではそれらの施設についてそれぞれ設置基準を定めています。四阿については、遠方からの利用者が見込まれ、簡素な建屋によって雨除けができる場所が必要である公園に設置できることとしており、パーゴラについては幼児用遊具が設置され、付近で見守りが見込まれるなど、樹木以外で日陰を創出する必要があるエリアを含む公園において、原則1基を設置できることとしています。</p> <p>地域のニーズを把握しながら、四阿やパーゴラの必要性や適性規模を十分に勘案し、上記の設置基準を満たす公園への設置や既存施設の改修について検討してまいります。</p>	建設局

○「こども・若者の声」（令和7年8月末時点）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え方	関係部署
	ポルダリングができる遊具がほしいです。		建設局
公園 ⑩	長居公園は、子供が遊べる遊具が少ない。土日等は南側の遊具がある一箇所の場所にかなりの子どもたちが集中しており、危険を感じる。例えば滑り台で子ども同士がぶつかるなど。  大泉緑地などの府立公園は大型遊具が4箇所くらいにあり、子供たちはのびのび遊んでいる。  長居公園は民間のカフェなど賑わいづくりも良いとは思うが、子供がのびのびと遊べることが公園の一番大事なことだと思う。  何箇所かに大型遊具を設置し、子供たちが楽しめる公園にしてほしい。	公園遊具の設置については、周辺地域の年齢構成、遊び場の分布及び利用状況等の地域ニーズといった地域特性を踏まえたうえで、利用者が安全にご利用いただくための設置スペースの確保や、効率的かつ効果的な維持管理等について検討を行ながら、種類や規模を選定し、設置しております。  今後、公園のリニューアルの機会や遊具の老朽化に伴う遊具更新の際には、公園利用者のニーズの把握に努め、様々な遊びが楽しめる魅力的な遊具の整備について検討してまいります。	建設局
	市内の公園がたくさんあって嬉しいのですが、どこも同じような遊具なので違ったものがあればなと思います。		建設局

○「こども・若者の声」（令和7年8月末時点）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え方	関係部署
公園 ㉒	トイレや水道を整備していただけると助かります。	<p>公園のトイレは、来園者が公園を快適に利用するための便益施設です。一方で、屋外にあり、無人管理で、不特定多数の方が常時自由にご利用できるという特性をもった施設であることから、いたずら等により施設が破損されるケースも多く発生しており、周辺にお住まいの方や公園利用者への臭気等衛生面の課題もあるところです。</p> <p>そのため、公園のトイレについては、全ての公園を同一に扱うのではなく、一定の広さの規模の大きな公園や有料施設を有する公園、集客や観光に寄与する公園といった、遠方からの長時間利用者が見込まれる公園において設置することとしております。</p> <p>手洗い場等の水道については、来園者が公園を快適に利用するために必要な便益施設である一方で、想定外の利用や、いたずらによる破損などの課題があります。</p> <p>そのため、砂場のある公園等で遊戯後の手指等の洗浄が必要となる場合は地域の団体などからの要望等も踏まえ、手洗場の設置の検討を行ってまいります。</p>	建設局
公園 ㉓	子どものため、と思うなら公園でのタバコは禁止してほしいです。臭いや煙を子どもに吸わせたくありません。	2025年1月に本市公園については「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」に基づき喫煙禁止となっており、公園管理者としても引き続き路上喫煙対策に取り組んでまいります。	建設局
公園 ㉔	城北公園のフルバスケットコート設置して欲しい。後コンクリートにして欲しい。あそこなら近隣の迷惑にならない。広いのにゴール1個しかない。今バスケはすごく人気なのに大阪には東京の様な代々木バスケットコートが無いのが不思議。やる場所無いから、大阪はバスケよわいんだと思う。	<p>バスケットコートを含むバスケットボールができる環境の整備にあたっては、他の公園利用者への危険がなく、現状の施設等の利用の支障とならないスペースの確保や、利用ニーズ等を考慮する必要があります。また、利用を希望される方だけでなく、近隣地域にお住まいの方の理解や合意も必要となります。</p> <p>ご提案いただいたご意見も参考に、公園の整備やリニューアルを行う際には、公園利用者のニーズの把握に努め、バスケットゴールのみならず、様々な遊びが楽しめる魅力的な施設の整備について検討してまいります。</p>	建設局